

提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

1 意見の募集期間 令和元年7月1日（月）から令和元年7月31日（水）まで

2 意見の件数 8人 35件

3 意見の内容と県の考え方

(1) 「4 新たな体系と主な変更点」に関するもの

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	新たな体系と主な変更点(p6)について、目指すべき最終目標を「たばこによる害のない社会の実現」とあるが、たばこは合法的な嗜好品であることから、たばこの存在自体を否定する印象を与えかねないたばこによる害という表現は改めていただきたい。	本ガイドラインにおける「たばこによる害」とは、能動喫煙による健康影響や、望まない受動喫煙による健康被害のことを意味しており、そのような害のない社会を実現することを最終目標としています。
2	喫煙防止について、たばこは合法的な嗜好品であり、たばこを吸うか吸わないかは成人の方自身の判断であるべきと考える。たばこ対策の体系図を「喫煙防止」ではなく、当然防止をしなければならない「未成年者の喫煙防止」とすることを要望する。	いただいたご意見を踏まえ、対象を明確にするため、「喫煙防止（未成年、妊産婦等）」という表現に修正します。
3	喫煙は健康上環境上避けるべきで、あくまで「個人の嗜好」でもあるので、「喫煙防止」の表現は、ほかに適切な表現はないものかと感じる。（「抑制」「回避」等）	
4	受動喫煙防止は多少理解できるが、喫煙防止まで踏み込んで行政が行うべきものではないと思う。	喫煙防止については、未成年者や妊産婦に対する取組を中心に、たばこの害に関する教育等を実施することとしています。

(2) 「5 山口県の現状と課題」に関するもの

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
5	P10「たばこ対策に取り組んでいる施設の割合は、増加傾向にあります。（図5-5）」とあるが、対象施設内容が不明であり判断が困難。また、「図5-6 たばこ対策に取り組んでいない施設」では、2018年度の方が「取り組んでいない施設」が多い施設種別が多数存在し、「取り組んでいる施設の割合は、増加傾向」とデータ上も言えないと思われる。	図5-5では、平成15年度から平成30年度までの15年間の傾向として、「増加傾向」と表現しましたが、ご指摘のような図5-6との関連性を踏まえ、「90%台で推移」という表現に修正します。

(3) 「6 山口県のたばこ対策」に関するもの

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
6	<p>「関係機関と連携し、普及啓発を」とあるが、子どもへの配慮をするためには、特に学校等の施設や地域（地方自治体、自治会等）との連携が重要と考える。県において具体的な事例を想定して、事例に応じてどの機関がどうすればよいかを例示的に明示して、即効性・実効性を高めてほしい。喫煙者に直接訴えかける取組でないと、総論の普及啓発だけでは実効性はあがらないと考える。</p>	<p>本ガイドラインは、本県におけるたばこ対策を推進するための「指針」について定めるものであることから、具体的・例示的な表現については限られた内容になっていますが、いただいたご意見については、今後、本県での取組を推進する上での参考とさせていただきます。</p>
7	<p>受動喫煙に関する教育の推進として、「子ども及び父母、その他の保護者を対象に受動喫煙に関する正しい知識を習得するための教育を行う」とあるが、正しい知識が習得できた後に、どのように行動すべきかが問題と考える。知識の習得プラスどのように行動すればよいのかを是非教育していただきたい。ガイドラインに具体的な教育内容を例示・明示していただけるとわかりやすいと考える。</p>	
8	<p>「受動喫煙防止に関する教育」は、能動者である喫煙者本人（社会人）にも、社会教育として、是非、必要と考える。職場において、受動喫煙に関する知識習得や防止について社員教育を行っていただきたい。</p>	
9	<p>ガイドラインでは、関係機関や普及啓発の具体的な方法が示されていない。実際の取組には、様々なバラツキが生じると思う。県として、リーダーシップを発揮され、ガイドラインにより具体的な手法を明記し、成果が見えるようしっかり取り組んでいただきたい。</p>	
10	<p>企業の禁煙に対する取組みが弱く、行政から企業への禁煙対策推進の指導要請広報が弱いと感じている。</p>	
11	<p>たばこ対策ガイドラインで、受動喫煙防止対策を進めるのは、実効性の点で、不十分のように思う。</p>	<p>本ガイドラインは、国における健康増進法の改正、及び県議会における受動喫煙防止の取組の推進に関する条例の制定を踏まえ、必要な見直しを行うとともに、受動喫煙防止対策の取組を強化するものです。改正法及び県条例の規定と併せることにより、実効性のあ</p>

		る取組を推進してまいります。
1 2	<p>公共的な空間における受動喫煙防止対策の基準（P14）について、法律の規制と、任意の基準が混同しており、守るべきものと、できるだけ守るべきものの違いがわかりにくい。表の「内容及び基準」の部分を、法による規制内容と、県独自のルールとに分けて、違いが分かるようにすべきではないか。</p> <p>また、あわせて、法律上、対応等に差がある第1種施設と第2種施設の別が表上でわかるように記載してはどうか。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、表中に健康増進法の区分である「第一種施設」と「第二種施設」を併記します。</p>
1 3	<p>10mルールについて（P15）、第1種施設と、第2種施設で意味合いが違ってくると思うので、現行の案のように、両者をまとめて10mルールをうたうのは誤解を招く恐れがあるのではないか。第1種施設は、法の設置基準かつ県独自の10mルールという二重基準にするか、あるいは10mルールは適用なしとし、屋内禁煙である第2種施設から外に出て喫煙する際の基本ルールにすべきではないか。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、第一種施設においては改正法で定める屋外喫煙場所の設置基準、第二種施設においては県基準である10mルールが、それぞれ適用されることを明記します。</p>
1 4	<p>屋外喫煙場所設置の際の「10mルール」について、国が明確な数値的基準を示していない中で、貴県として一律の数値的基準を設けることは慎重に議論すべきと考える。</p> <p>今回のガイドラインの見直しにあたっては、望まない受動喫煙防止に向けて真に実効性が担保できるよう、一律の数値的基準ではなく、屋外の場所に応じた工夫により喫煙所整備をおこなうことができる仕組みが望ましいと考える。</p>	<p>10mルールは、屋外における喫煙場所設置の際の基準として、旧ガイドラインでも示しているものですが、本ガイドラインでは、第二種施設を対象とした基準として定めています。</p> <p>第二種施設において、屋外喫煙場所を設置する際は、出入口付近での望まない受動喫煙をなくすため、おおむね10mルール以上離していただきたいと考えています。</p>
1 5	<p>屋外喫煙場所設置の際の「10mルール」について、国が明確な数値的基準を示していない中で、県として一団体の提言により数値的基準を示すことには納得できない。一律な数値的基準ではなく、屋外の場所に応じた工夫により喫煙所整備を行うべきと考える。</p> <p>更に、県の責務において、屋外での喫煙所設置を積極的に進めることを要望する。</p>	
1 6	<p>屋外喫煙場所を設置する際の10mルールについては再度検討していただきたい。</p>	

	実効性ある受動喫煙対策を目指すのであれば、県として屋外・屋内両方で喫煙場所を整備してください。その上でのマナー啓発や周知が必要と考える。	
17	敷地内に喫煙場所を設けるかどうかは、施設の利用状況によって、施設管理者が判断すべきものであり、行政が一方的に敷地内禁煙を進めるものではないと考える。	第一種施設は、子どもや患者等、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設のため、敷地内禁煙としていますが、受動喫煙防止対策は、関係団体等の理解・協力のもとに進めることが重要であることから、現実に対応可能な施設基準に一部修正します。
18	「受動喫煙防止」「喫煙防止」「禁煙支援」と政策ごとの記載となっているが、「関係機関に期待される役割」が政策ごとの表となっており、「機関毎の役割」が分かりにくくなっている。別表で「機関毎の役割」の明示が必要と考える。	支援対象者や取組内容が分かりやすいように、3つの柱ごとの記載としています。

(4) 「7 評価」に関するもの

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
19	評価について、今後、ガイドラインに基づいた施策の進行管理・評価を実施する上では、施策影響を受ける関係団体や事業者等が様々であることから、広く事業者等の声を聴き、公平かつバランスの取れた議論がなされるような仕組みとすることが望ましいと考える。	評価については、取組を行っている関係団体や事業者等の声を聴きながら、学識経験を有する者、関係団体の代表者、関係行政機関の職員等をもって構成する「山口県たばこ対策会議」で行ってまいります。
20	「たばこ対策に現在取り組んでいない公共施設」と今後の対応予定をガイドラインで明示し、「たばこ対策の推進に関する毎年の取組状況を報告」(P22)の際に状況報告(する事を当ガイドラインに明示)すべきと考える。	全ての施設を対象とした毎年の調査は実施しておりませんが、5年ごとに実施している「山口県たばこ対策推進実態調査」や、関係機関等における取組状況を必要に応じて調査するなど、県内施設における取組状況の把握に努めてまいります。

(5) たばこ対策の施策推進に関するもの

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
21	受動喫煙ゼロを進め、県民の85%以上の非喫煙者の健康を守り、健康寿命を延伸するためにも独自の受動喫煙防止条例の制定が不可欠。県独自の条例制定により、数年	本ガイドラインは、国における健康増進法の改正、及び県議会における受動喫煙防止の取組の推進に関する条例の制定を踏まえ、必要な見直しを行うとともに、受動喫煙防止対

	<p>のSpanで、法+条例の両輪で、受動喫煙ゼロを進めるのが良いのではと思う。</p> <p>受動喫煙防止の取組の推進に関する条例が制定（平成30年10月）されているのだから、この理念を踏まえ条例制定の方向は可能なのではないか。</p>	<p>策の取組を強化するものです。改正法及び県条例の規定と併せることにより、実効性のある取組を推進してまいります。</p>
22	<p>小規模飲食店の禁煙化を後押しする事業費を予算に計上してはどうか。</p>	<p>現時点での予算計上は考えていませんが、今後、必要に応じて検討してまいります。</p>
23	<p>喫煙者の禁煙治療の助成を自治体で予算化されてはどうか。</p>	
24	<p>地方に交付されるたばこ税の財源を使って、各施設、飲食店等に喫煙場所を開設する補助事業を行うべきではないか。喫煙者と非喫煙者が共生できる環境整備を行うことを考えていただきたい。</p>	<p>現時点では、ご提案のような事業は検討していないところです。国が実施している助成金を活用していただきたいと存じます。</p>
25	<p>埼玉県は、たばこ税で「健康づくり基金」を新設した。たばこ税収入額の5%相当額を積み立て、健康づくりの施策に活用することによって、御地でも是非にご検討ください。</p>	<p>現時点では、ご提案のような事業は検討していないところです。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

(6) 表記等に関するもの

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
26	<p>「受動喫煙防止に関する県民等の機運の醸成を図ります。」とあるが、「気運の醸成」の方が、趣旨に近いのではないか。</p>	<p>本ガイドラインでは、受動喫煙防止に関する県民等による主体的な取組の機会を作り上げていくという趣旨から、「機運」という表記にしています。</p>
27	<p>父母も保護者に含まれるので、「父母、その他の保護者」ではなく「保護者」でよいと思う（ひとり親家庭や父母がいない子もありますので、表記に工夫を）。</p>	<p>ご指摘の点を踏まえ、「保護者」に修正します。</p>
28	<p>受動喫煙防止に関しては、明確な法規制ができており、今回は、ガイドラインにその内容を含むことを広く知らせるためにも、ガイドラインという名称は別の適切なことばに変更すべきではないか。</p>	<p>本ガイドラインでは、「受動喫煙防止」に関する取組だけでなく、「喫煙防止」や「禁煙支援」を含めた、たばこ対策全般の取組の方向性を示すものであることから、ガイドラインという名称を使用しています。</p>
29	<p>時系列把握がし易い様に、年代表記は西暦又は西暦・元号併記とされたい。</p>	<p>可能な限り西暦・元号併記となるよう修正しました。</p>

(7) その他（パブコメの実施方法等）

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
30	<p>県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家、或いは市町自治体からの直接の意見聞き取り等を実施すべきである。</p>	<p>パブリック・コメントの実施のほか、学識経験を有する者、関係団体の代表者、関係行政機関の職員等をもって構成する「山口県たばこ対策会議」での審議や、県内市町の意見を聴きながら作成しているところです。</p>
31	<p>記述に不備不足があると感じる様な意見募集を、他意見募集も同時期実施の中通常と同様の1ヶ月の期間設定は短いと感じる。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施、あるいは改正条例文面提示の再意見募集を求める。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
32	<p>行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例があるはず。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長／再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願う。</p>	
33	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度であったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、県のホームページでは無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載したか、記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示されたか。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（7月11日：山口新聞、中国新聞）により、広報に努めました。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
34	<p>県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集について、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願う。</p>	<p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
35	<p>意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうかの判断を明示願う。</p>	<p>意見提出者は8人、意見数は35件寄せられたことから、広報については、一定の効果があつたと考えています。</p>